

特別委員会が設置する理事会記録の公開方法の変更

【運営理事会協議結果（2月9日開催）】

1 趣旨

特別委員会が設置する理事会の記録については、運営委員会における決定に基づき、議会局での閲覧による公開としていたが、平成26年4月に施行された横浜市議会基本条例の趣旨を踏まえ、市民に対する情報公開を積極的に進めるため、以下のとおり公開方法を変更する。

2 対象会議

平成26年4月1日以降開催の特別委員会が設置する以下の理事会

- (1) 予算第一・第二特別委員会理事会
- (2) 決算第一・第二特別委員会理事会
- (3) 基本計画特別委員会理事会

3 変更内容

本会議及び常任委員会等の記録の公開方法と同様、新たに次の場所に記録の配架を行うとともに、市会ホームページにも掲載する。

- (1) 市民情報センター
- (2) 市立図書館及び横浜市立大学図書館